

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第16号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年静岡県規則第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (書類の様式) 第2条 (略) 2 省令第23条第1号の診断書は、様式第5号による。 | (書類の様式) 第2条 (略) 2 省令第23条第2項第1号の診断書は、様式第5号による。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号及び様式第4号中

「氏 名 ④」を

「氏 名 ④ に改める。

生 年 月 日 」

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。